



第三管区海上保安本部と東京電力ホールディングスの  
相互協力に関する協定の締結について  
～海と電力のプロフェッショナルが連携、災害への備えを強化～

2025 年 10 月 3 日

第三管区海上保安本部

東京電力ホールディングス株式会社

第三管区海上保安本部と東京電力ホールディングス株式会社は、本日、災害発生時に迅速かつ円滑に災害応急対策を実施することを目的とした相互協力に関する協定を締結しました。

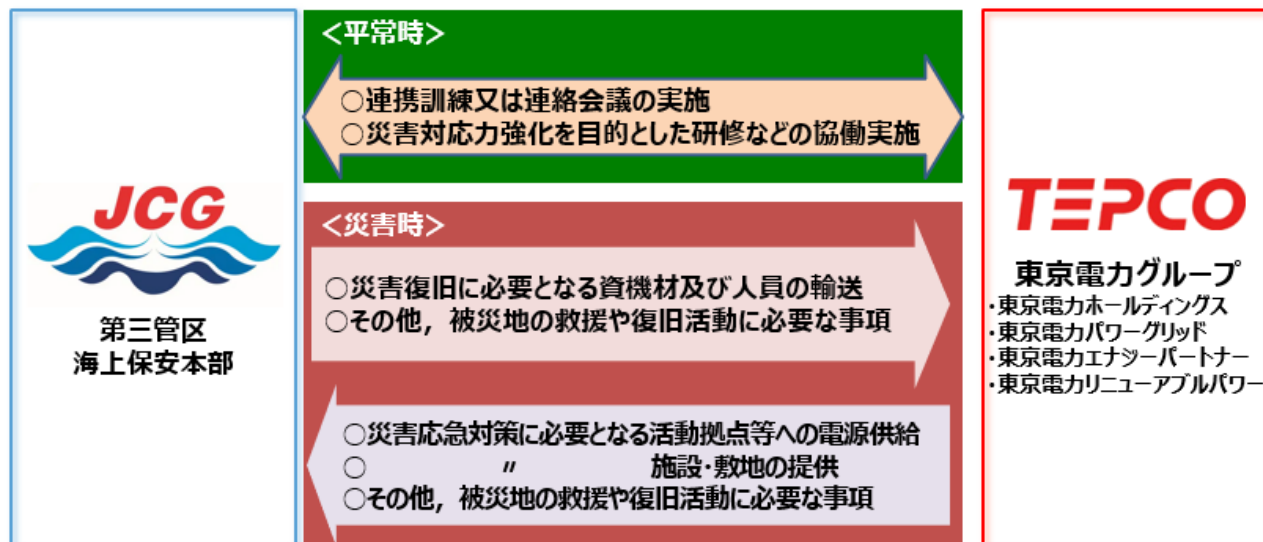
2024 年元日に発生した能登半島地震では、土砂崩れや法面崩落による道路寸断と、護岸隆起による港湾機能不全が電力復旧に影響を与えたと考えられています。

これを踏まえ、東京電力の供給エリアに含まれる、半島や島しょ部、内陸山間部および湾岸橋梁部など、災害時に孤立する恐れのある地域の設備復旧に向けた具体的な備えが必要と考え、本協定を締結することとなりました。

具体的な相互協力の実施事項として、第三管区海上保安本部は、巡視船艇などによって、災害により孤立した地域や島しょ部へ停電復旧に必要な東京電力グループの資機材及び人員の輸送を行います。また、東京電力グループは、各所に点在している施設・設備のアセット力を活かし、災害時の第三管区海上保安本部活動拠点等への電源供給や、施設・敷地の提供を行います。

本協定に基づく相互協力により、災害時における停電の早期復旧等、被害の最小化を図り、地域の皆さまの安心、安全に貢献してまいります。

＜相互協力の内容＞



### ＜協定締結式の様子＞

本日、第三管区海上保安本部事務所で、協定締結式を行いました。



（左から第三管区海上保安本部 赤松本部長、  
東京電力ホールディングス株式会社 小早川代表執行役社長）

#### 第三管区海上保安本部本部長 赤松 宏樹による挨拶

「第三管区の管轄区域には、半島などにおいて孤立するおそれのある地域や伊豆諸島、小笠原諸島など離島が多数存在します。大規模な地震の発生などにより道路や橋、鉄道、空港施設に被害が生じ、陸上からの迅速な救助や支援活動が困難となる状況にあっては、海上保安庁の巡視船艇や航空機を機動的に活用した、海からの救助や支援活動が大変有効です。しかし、被災者の救助や支援、地域の災害復旧のためには、電力の供給は欠かすことができません。これを実現するための、この協定は、復旧作業に従事する人員や資機材を円滑かつ迅速に被災地へ輸送する重要な役割を果たすものである、と確信しております。

三管区としましては、今後、この協定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社様と連携訓練を行うなど災害に備えるとともに、災害発生時には、相互協力を円滑に実施し、災害から一人でも多くの命を守り、災害復旧に貢献して参る所存です。」

#### 東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 小早川 智明による挨拶

「当社は、電力の安定供給を最大のミッションとし、設備の減災対策に取り組むとともに、大規模災害を想定した訓練を定期的に行うなど、災害時の対応力強化に向けて日々改善を図っております。しかし近年では自然災害の激甚化により全国各地で様々な被害が生じ、また、南海トラフをはじめとする巨大地震への警戒感が高まっていることから、これま

で以上に災害への備えが重要と考えているところです。

今回の協定締結により、能登半島地震で生じたような孤立地域および伊豆諸島など離島への輸送ルート確保にご協力を頂けることは、当社として非常に頼もしく、意義深いものであると感じております。また、災害発生時には、第三管区海上保安本部様による被災地への救助活動に対して、電源供給等を通じてご協力させていただきます。これは、ライフラインを守り地域と共存する電力会社として、重要な責務であると考えております。今後、本協定を通じて、第三管区海上保安本部様との連携を密にし、災害対応力の一層の強化に努めてまいります。」

以上